

還付金詐欺に注意！ATMで還付金はもらえない

【相談事例】

市役所の職員を名乗る男性が、「還付金振込の確認のお知らせを先月送りましたが、ご覧になりましたか？」と自宅に電話をかけてきました。

「見ていません」と答えると、「医療費の還付金が3万8千円ほどあるのですが、まだお返事がないので電話しました。還付金の振り込みを至急確認する必要があるため、近くのATMで確認してもらえますか」と言われました。

「機械の使い方が苦手です」と答えると、男性は「大丈夫です。ATMに着いたら、こちらの番号に電話してください」と言いました。「それなら近くの支店のATMに行きます」と伝えると、「そこはダメです。ATMが古いので還付できません。ショッピングセンターの地下の新しいATMへ、通帳とキャッシュカードを持って行ってください」と指示されました。

ショッピングセンターのATMに到着し、電話をかけました。オペレーターが対応し、「ATMに通帳を入れてください。次に、暗証番号を言いますから、その数字を入力してください」と言われ、暗証番号978234を入力しました。オペレーターから「次に送金ボタンを押してください」と言われたときに送金の指示であると気づき、被害にあわずに済みました。

【注意点】

公的機関や金融機関の職員が、ATMの操作をするように連絡することはありません。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら、還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

また、金融機関などの支店の中にあるATMではなく、スーパーや駅などにポツンとあるATMへ誘導するケースがあります。これは操作のようすが周囲の目につきにくく、周りの人が振り込みを止めづらい環境です。

最近ではATMの操作の際に、振込金額を暗証番号や受付番号と言ったり、振込ボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように錯覚させるのが手口です。今回のケースだと97万8千234円を振り込む危険性がありました。

お金が返ってくるなどという言葉があったら、警察や消費生活センター等に連絡してください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)